

## 1. 集中改革プランの策定について

長期にわたる景気の低迷による市税収入の落ち込みや、国の三位一体改革による地方交付税の総額抑制、国庫支出金の廃止・縮減等による影響のほか、高い水準で推移している扶助費や、直営方式による職員の配置等本市が抱えている構造的な問題等により平成16年度は、一般会計がかろうじて3千833万8千円の黒字であったものの、住宅新築資金特別会計が1億5千909万5千円の赤字、また、老人医療特別会計が5億2千808万4千円の赤字であったため、普通会計並びに老人医療特別会計を合わせた決算では、6億4千884万1千円の実質赤字となりました。また、平成17年度は集中改革プランの取り組みの初年度であったため、十分な効果が計上できなかったこともあり、普通会計並びに老人医療特別会計を合わせた実質赤字が8億7千880万1千円まで拡大したところであり、平成19年度には「財政再建団体」に転落するおそれがありました。

一方、国からは地方自治体に対し、平成17年2月に「地方行革の新たな指針」が示され、地方自治体には新しい視点に立って、不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新することが求められておりました。

こうした状況を受けて、市では、財政再建団体への転落回避を最優先に平成17年6月に「財政非常事態宣言」を出し、市民に財政の窮状をお知らせし、ご理解・ご協力をいただくとともに、計画・立案の段階から市民参画をいただくことで、その決定過程をオープンし、実施に際しても市民と協働で推進でき、実効性が高められるようにとの観点から、小松島市行政改革推進懇話会を設置しました。懇話会に対しては、求められた資料、情報については全て開示をし、議論を重ねていただくなかで、「行政感覚を完全に排除した市民の視点に立った財政の健全化に向けたご提言」をいただきました。

加えて、市議会からもご提言を、さらには、懇話会に参加できなかった市民からは公聴会においてご意見をいただきました。それらの提言や意見等を踏まえて、平成18年1月に小松島市行政改革「集中改革プラン」を策定しました。

その後、今日まで小松島の再生に向けて、何としても財政再建団体に転落させないという不退転の決意のもと、同計画及び第3次小松島市行政改革基本方針及び実施計画による取り組みを行い、新たなものについては、その都度、「集中改革プラン」に盛り込み修正を行い、小さな市役所と新たな行財政システムの構築に向け、全力をあげて取り組み、推進してまいりました。

この度、小松島市行政改革「集中改革プラン」における取り組みの成果がまとまりましたので、ご報告いたします。